

鳥取県外国人観光客送客促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)
第4条の規定に基づき、鳥取県外国人観光客送客促進事業補助金(以下「本補助金」という。)の
交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

- 第2条 本補助金は、国内外の旅行会社による本県を目的地とした旅行商品の造成及び販売促進を
支援することにより、海外から本県への送客を促進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」と
いう。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)
の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費
税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と、
当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計
額をいう。以下同じ。)を除く。)から、当該対象事業に伴う収入(本補助金を除く。)の額を
控除した額に、同表の第4欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額以下とし、
同表の第5欄に定める額を限度とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年12月鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事
業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請)

- 第4条 本補助金の交付申請は、原則として、補助事業実施の14日前までに提出しなければなら
ない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号
又は様式第1号の2及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付申請を受けようとする者は、交付申請に当たり仕入控除税額が明らかでない場
合は、前条第2項の規定に関わらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じた額
(以下「消費税額を含む額」という。)により交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から14日以内に行うものとす
る。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕
入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税
額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の
額とする。以下「交付決定額」という。)から、当該仕入控除税額に対応する額を減額するもの
とする。

(着手届を要しない場合)

- 第6条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に該当する補助事業
以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第6欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号又は様式第1号の2及び様式第2号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして文化観光スポーツ局長が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、観光交流局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月11日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条、第7条関係）

1 補助 事業	2 事業実施 主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額	6 重要な変更
本県を目的地とした旅行商品造成・販売促進事業	訪日旅行を取り扱う旅行会社	本県を目的地とした旅行商品の販売促進等に係る以下の経費 1. 商品造成に係る経費 (1) 視察ツアー実施に係る経費 (2) モニターツアー実施に係る経費	1/2 (中国、ロシア、東南アジア各国は10/10)	500千円	(1) 本補助金の増額を伴うもの (2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
		2. 旅行商品販売促進に係る経費 (1) 旅行商品の広報宣伝経費 (2) 販売促進ツール作成費		500千円	
		(3) ケーブルテレビホームショッピング番組放映に係る経費		1,000千円	
		(4) 旅行商品販売促進を自社Webサイトに限って行う場合の広報宣伝経費（HP掲載、SNSによるPR等）ただし、広報手段がとりネット以上の閲覧回数を有すること	定額	300千円	
		3. 旅行商品催行に係る経費 (1) サイクリングツアーに係る経費	定額		
		自転車運搬用車両の借り上げ		1日につき80千円	
		案内ガイド		1日につき1名あたり20千円（ただし、1日につき2名までに限る。）	
(2) トレッキングツアー及びウォーキングツアーに係る案内ガイド経費		1日につき1名あたり20千円（ただし、1日につき2名までに限る。）			
(3) 貸切バスの借り上げに係る経費	定額	1泊につき1台あたり30千円（県内への定期航（空）路を利用したツアーについては40千円。ただし香港との定期便を除く。） 1ツアー当たり上限2泊			

(注)

- 「2. 旅行商品販売促進に係る経費」のうち、(4) 旅行商品販売促進を自社Webサイトに限って行う場合の広報宣伝経費については、HPの商品掲載ページ等実施したWeb広報の内容を把握できるものを実績報告時に提出すること
- 「3. 旅行商品催行に係る経費」のうち、(3) 貸切バス借り上げに係る経費については、原則として催行人数15名以上かつ県内1泊以上のツアーに限る。ただし、本県の定期航（空）路のうち、韓国、ロシアとの定期航路及び香港、韓国との定期航空便を利用したツアーについては、催

行人数10名以上かつ県内1泊以上のものを対象とする。

- 3 自転車運搬用車両及び貸切バス（県内空港発着ツアーに係るもの）の借り上げ並びに案内ガイドについては、県が特に認める場合を除き、県内事業者に限る。
- 4 「1. 商品造成に係る経費」でバス代を対象とする場合、同一事業で「3. 旅行商品催行に係る経費」の（3）貸切バス借り上げに係る経費を申請することはできない。

平成〇〇年（20〇〇年）度鳥取県外国人観光客送客促進事業計画（報告）書

1 補助事業者の概要

企業（団体）名称		
担当者職・氏名		
担当者連絡先	TEL	
	MAIL	

2 事業内容

1 ツアー名称			
2 趣旨、目的			
3 実施期間			
4 事業内容等	送客する 国・地域		
	具体的な 事業内容	旅行商品の 内容	
		広告掲載・ 作成ツール 内容	
	送客目標 (実績)		

（注）視察ツアーの場合は、「旅行商品内容」欄に視察行程等に加えて、造成を検討している（造成した）旅行商品内容を記載すること。

3 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

4 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

1 補助事業者の概要

企業（団体）名称		
担当者職・氏名		
担当者連絡先	TEL	
	MAIL	

2 事業内容

1 事業区分 ※該当する区分に☑をつけること	1 サイクリングツアー <input type="checkbox"/> 2 ウォーキングツアーまたはトレッキングツアー <input type="checkbox"/> 3 貸し切りバスの借り上げ <input type="checkbox"/>	
2 ツアー催行日 ※催行が複数回にわたる場合は別紙でも可	年 月 日 ~ 年 月 日 （うち鳥取県滞在日： 月 日 ~ 月 日）	
3 行程 ※催行が複数回にわたる場合は別紙でも可		
4 送客人数	名	
5 事業内容	※催行が複数回にわたる場合は別紙でも可	
1 サイクリングツアー	自転車運搬用車両の借り上げ	
	使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	台数	台
	事業者名	
	案内ガイド	
	使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
人数	名	
事業者名		
2 ウォーキングツアー又はトレッキングツアー	案内ガイド	
	使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	人数	名
3 貸し切りバスの借り上げ	台数	台
	県内宿泊数	泊
	バス事業者名	

3 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

4 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

様式第2号（第4条、第8条関係）

平成〇〇年（20〇〇年）度鳥取県外国人観光客送客促進事業補助金収支予算（決算）書

1 収 入

（単位：円）

区 分	内 訳	予算額 (決算額)	備 考

2 支 出

（単位：円）

区 分	内 訳	予算額 (決算額)	備 考

様

職 氏 名 印

平成〇〇年（20〇〇年）度鳥取県外国人観光客送客促進事業交付決定通知書

平成（20〇〇）年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県外国人観光客送客促進事業（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先 鳥取県観光交流局観光戦略課 〇〇 電話番号0857-26-〇〇〇〇）

記

- 1 対象事業
本補助金の対象事業の内容は、……………とする。
- 2 交付決定額等
本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。
(1) 算定基準額 金 円
(2) 交付決定額 金 円
- 3 経費の配分
本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は……………とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。
- 4 交付額の確定
本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県外国人観光客送客促進事業補助金交付要綱（平成 年 月 日付第 号鳥取県観光交流局長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。
- 5 補助規程の遵守
本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4（第8条関係）

年 月 日

鳥取県知事 様

所在地
名 称
代表者名

○印

年度仕入控除税額確定報告書

鳥取県外国人観光客送客促進事業補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告
します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
 - (1) 補助金の確定額 金 円
 - (2) 補助対象経費の額 金 円
 - 2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）
金 円
 - 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額
金 円
 - 4 補助金返還相当額（ $3 - 2 > 0$ の場合）
1の(1)
 $(3 - 2) \times \frac{\quad}{1の(2)}$ 金 円
- (注) 別紙として積算の内訳を添付すること。